

09年度政府教育予算の拡充を求める意見書

義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、さらに厳しい地方財政の状況などから、各自治体において、教育予算を十分に確保することは非常に厳しい現状となっている。

地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、修学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がってきており、また、就学援助受給者の増大にもあらわれているように、低所得者層の拡大・固定化が進み、家計の所得の違いが教育格差にもつながってきている。

自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならず、子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。

よって、本市議会は、教育予算を確保・充実させる必要があることから、下記事項について早急に実現するよう強く要請する。

記

1. 「子どもと向き合う時間の確保」を図り、きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。
2. 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め制度を堅持すること。
3. 学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
4. 教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。あわせて40年前と比較して増大している超過勤務の実態を踏まえた、給与措置とそ
ののための財源確保に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年12月19日

沖縄県宜野湾市議会

提出先：内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、
参議院議長